

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内 容		横浜市 (危機管理室・全市的な取組)	横浜市 (各区・区独自の取組)	川崎市(危機管理室)	神奈川県(安全防災局)	横浜市 (道路局)	川崎市(河川課)	神奈川県(県土整備局)
想定される 浸水リスク の周知	現状					現在、神奈川県が二級河川の浸水想定区域図の策定を進めているが、その中で本市は当該二級河川区間の準用河川部分についても、ハザードマップに反映させるため浸水想定区域図の解析を進めている。	・洪水ハザードマップや浸水実績図を市のホームページで公表している。 ・市民の目線に立った洪水ハザードマップの策定を目指し、市内全域の浸水想定及びハザードマップ作成に関して関係機関と協議調整中。	・洪水浸水想定区域図を県のホームページ、河川課や事務所窓口において公開している。 ・帷子川等、一部の河川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。 ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページに掲載し周知している。
	課題						・都市河川の特性と想定される浸水リスクを市民が十分理解できるような工夫が必要。 ・市管理の準用・普通河川の浸水想定区域図の解析や市が事業を施行していない河川区間(国・県による施行)での洪水ハザードマップ作成に要する財源の確保が必要であり、そのためには本協議会における今後の取り組みに「洪水浸水想定及び洪水ハザードマップの策定推進(法指定区間外・市町村管轄全域)」等の位置づけが求められている。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しにあたり、その趣旨を住民に正しく理解してもらう必要がある。 ・住民の防災意識の向上を図る必要がある。
洪水時における河川水位等の情報提供等	現状					本市を流れる河川の各拠点に水位計を設置し、水位計からの水位情報を本市が運営する「水防災情報のページ」に掲載。また、市内にある国・県管理の水位計についても、協定を締結して「水防災情報のページ」に掲載。	・市ホームページの「防災気象情報」に掲載・配信する雨量・水位情報を提供している。	・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。
	課題					・水位計について、計画的な更新と保守管理計画の策定が求められている。 ・県・市でそれぞれが運用する水位計の情報を一元化する必要がある。	・二重回線化等安定した水位等の情報提供が必要	・避難勧告等を発令する市区長に対して、確実に水位情報等を伝達する必要がある。 ・水位計等の保守管理が必要である。
避難勧告等の発令基準	現状	【避難準備・高齢者等避難開始】 ・「氾濫注意水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 ・漏水等が発見された場合 ・台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合(夜間から明け方に避難勧告の発令が予想される場合) 【避難勧告】 ・「氾濫危険水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 ・「氾濫注意水位」を超えた状態で、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 ・異常な漏水等が発見された場合 ・「氾濫注意水位」を超えた状態で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合 【避難指示(緊急)】 ・越水・溢水のおそれがある場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・決壊や越水・溢水の発生又は「氾濫発生情報」が発表された場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合	・避難判断水位等の見直しに伴う、避難勧告等判断・伝達マニュアルの見直しを実施している。	【避難準備・高齢者等避難開始】 ・避難判断水位に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇やはん濫警戒情報の内容、降水短時間予報等により、夜遅くから明け方にかけてはん濫するおそれがある場合。ただし、幸区戸手4丁目の堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合。 【避難勧告】 ・はん濫危険水位に到達した場合、又ははん濫注意情報等の水位予測が堤防高を超えることが予想される場合。ただし、幸区戸手4丁目の堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合。 ・堤防などの施設、若しくは河川施設が被害を受け、河川がはん濫するおそれがある場合。 【避難指示(緊急)】 ・水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合、若しくは異常な漏水の進行や決壊のおそれが高まった場合、又は決壊や越水・溢水の発生若しくは氾濫発生情報が発表された場合。	・市町村に対して「避難勧告等に関するガイドライン」を周知している。 ・県のホームページで避難勧告等の避難情報について掲載し、県民に対して周知している。			・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市町等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。
	課題	避難勧告等に伴い、適切な避難行動が取られるための市民意識の醸成が不十分である。	河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	避難勧告等に伴い、適切な避難行動が取られるための市民意識の醸成が不十分である。				・避難勧告等の発令が円滑に行われるよう、県や市町村等の行動を時系列的に整理する必要がある。
	現状	広報紙・HP・ハザードマップにより周知 指定緊急避難場所の選定	・災害の種別による指定緊急避難場所については、危機管理室で選定している。 ・避難経路の設定は行政としては行わず、周辺の危険箇所等を考慮し、市民等が自ら設定するよう呼びかけを行っている。	指定緊急避難場所として小中学校等175箇所を指定しており、洪水ハザードマップ、防災マップ、市ホームページ、防災アプリ(スマートフォン用)等により周知している。避難経路については、考え方を地域防災計画に記載している。	・避難所運営の参考となる「避難所マニュアル策定指針」を作成している。 ・県内市町村の避難場所・避難所に関するデータを集約して、オープンデータとして提供。(政策局情報企画課)			・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページに掲載し周知している。
課題		・避難経路は行政が定めてくれるものという市民の意識が未だに強いことから、今後も継続した市民への啓発が必要である。 ・今回の浸水想定区域の改正に伴い、指定避難所の見直しが必要となる。(西区)	避難対象人数に対して、避難場所の収容人数が不足する可能性がある。					
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	・横浜市防災情報メール(登録制)、緊急速報メール、防災アプリ(yahoo! 防災速報)、ツイッター、緊急警報放送(テレビ、ラジオ)、ファックス、親水拠点警報装置・河川水位情報システムなど ・当該河川の水位が一定以上になると、「防災情報Eメール」にて登録者に当該河川の水位が上昇している旨のメールが送信される。	・毎年実施している水防訓練の際に、地域住民に情報伝達の体制や方法について説明をしている。(中区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、瀬谷区) ・危機管理室からの情報伝達のほか、自治会町内会長への電話連絡、広報車での巡回広報、事前登録された事業所へのFAX送信、個別訪問、安全・安心情報メール、ツイッター、ホームページ等あらゆる手段で実施している。 ・避難勧告発令の可能性が高い場合は、事前にポスティングによる周知を行っている。(神奈川区、中区、南区、旭区、港北区、緑区、戸塚区)	・同報系防災行政無線によるサイレン、区の広報車、消防車両からの放送、自主防災組織、町内会長等による伝達、市ホームページ、登録制メール配信、ツイッター、テレビ、ラジオ、アラート配信、緊急速報メール、防災アプリ(スマートフォン用)などの手段により伝達する。 ・地下街等及び要援護者施設等に対しては、上記のほか一斉同報FAXにより伝達する。 ・地下街等とは情報伝達訓練を実施している。	・台風接近が予想される時は、気象台と連携して市町村向けに説明会を開催。 ・気象警報等の発表時には、定期的に記者発表を行い、県内の被害状況等について県民の方々に周知を図っている。 ・市町村の防災行政無線の戸別受信機や防災ラジオの整備などへの財政支援の実施。 ・県のホームページで避難勧告等の避難情報について掲載し、県民に対して周知している。	市内を流れる河川の各拠点に水位計を設置し、その情報を「水防災情報のページ」にて発信している。 ・市内の河川に親水拠点を整備し、特に利用者が多い拠点については、大雨時に回転灯や音声で避難を呼びかける警報装置を設置している。 ・日本語を母語とする人以外にも、水防情報を提供するため、「水防災情報のページ」の英語版を作成。	・市ホームページの「防災気象情報」に掲載・配信する雨量・水位情報を提供している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・親水拠点には警報装置を設置し、早期の避難を呼びかけている。	
	課題		・多くの住民が就寝している深夜は、広報車のスピーカー音が雨音でかき消されたとともに、深夜以外でもテレビやメールも見えない状況下やインターネットを活用しない方々に対して、避難勧告など重要な情報が伝達できない可能性がある。 ・外国人への情報伝達体制について、充実する必要がある。	サイレンの意味が市民に伝わっていないことなどにより、混乱が生じることが予想される。河川敷利用者への効果的な情報伝達のために、河川区域への無線設備の設置を検討する。		・水位計の計画的な更新と保守管理計画の策定が求められている。 ・親水拠点の警報装置について、計画的な部品交換やその為の予算確保が必要。	・水位計の計画的な保守管理及び要する財源の確保等が求められている。 ・掘込み河道における局所的な河川水位の上昇による危険性など現地目視による判断と警戒体制の確立及び河川近隣住民への迅速かつ的確な避難勧告などの情報伝達方法の検討が必要	・外国人や要配慮者に情報が的確に伝わるよう、提供方法を検討する必要がある。
避難誘導体制	現状	区役所・消防署・土木事務所等と連携するとともに、住民の協力により実施。	・消防、警察、自治会・町内会及び関係機関の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めている。 ・消防署、警察署、土木事務所及び区役所総務課による防災関係機関連絡会を定期的に開催し、避難に関する情報提供、情報共有を図るとともに、課題の抽出及び解決策などについて検討している。(神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)	・消防職員、区職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等により避難誘導を行う。 ・市ホームページに地下街等及び災害時要援護者施設の計画作成のてびき及びひな形等を掲載して、計画作成を支援している。				
	課題		・避難勧告等が発令されても、避難行動をとらない住民への啓発や、車両による避難誘導の方法、要援護者の避難誘導方法について検討が必要である。 ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避時期の見極めについて検討が必要である。 ・各組織と連携し、迅速な避難誘導を行うための準備や訓練の実施が必要である。 ・市民一人ひとりの避難に対する意識の醸成を行う必要がある。	・避難誘導に充てることのできる職員数が不足すると考えられる。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法。 ・市民一人一人の避難に対する意識の向上。				

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②水防に関する事項

内 容		横浜市 (危機管理室・全市的な取組)	横浜市 (各区：区独自の取組)	川崎市(危機管理室)	神奈川県(安全防災局)	横浜市 (道路局)	川崎市(河川課)	神奈川県(農土整備局)
河川水位等に係る情報提供	現状					市内を流れる河川の各拠点に水位計を設置し、その情報を「水防災情報のページ」にて発信している。	水防警報等のFAXを受け取った後、消防局や消防署、各区役所道路公園センターへFAXを送っている。	・河川水位の状況に応じて、水防活動に資する「水防警報」を発表している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。
	課題							・河川水位等の情報について、的確かつ迅速な伝達を行う必要がある。 ・水位計等の保守管理が必要である。
河川の巡回区間	現状	-	・消防署、消防団、土木事務所などの巡回パトロールなどの情報を参考にしている。			本市管理の全河川(都市基盤河川を含む)において、職員による河川の目視点検を実施している。	出水時は各区役所道路公園センターが水門や取水口などの状況を確認しており、パトロールの時間、場所、人数、確認結果などが報告される。	・堤防が決壊すると被害が甚大となる鶴見川の、洪水に対しリスクが高い区間(重要水防区域等)において、市町村、消防団、住民と堤防の共同点検を実施している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・平常時にあっても、定期的な巡視を行っている。
	課題	-	・巡視のための必要な人員や資機材を確保する必要がある。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などに危険を伴うため、その安全対策の検討が必要である。			植物の繁茂等により護岸に接近できず、目視不可能な箇所が存在している。また、河床洗掘の状況は目視だけでは把握しにくい。	・河川の水位等に応じた体制を確立する必要がある。	・一部の河川では、目視による巡視が困難な区間がある。
水防資機材の整備状況	現状	神奈川県の水防計画に定める水防資機材の整備基準表に準拠して、土のうや縄類を整備している。	・土木事務所、消防署、消防団にシート、スコップ、土のう袋等の資機材を整備し、消防団の倉庫にも資機材の整備を行っている。 ・避難所運営支援セットを各避難所に用意している。(西区、港南区、保土ヶ谷区、金沢区、青葉区、栄区、泉区)			毎年予算を確保して、土木事務所に水防計画に定められている水防資機材を確保している。	市内9箇所の水防倉庫に、土のう、ロープ、ビニールシートなどを備蓄している。	・市町村による水防活動に支障をきたす緊急事態に対応するため、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	課題	水防資機材の老朽化が進んでおり、新たな資機材の購入に費用確保が必要である。	・水防資機材の定期的な点検管理と種類や数量の検討と見直しが必要である。			・あらゆる水害に対応するため、水防資機材の更なる充実(資機材の増量や更新)が必要。	水防機材の種類及び数量を検討し、見直していく必要がある。	・地域の特性に合わせた水防資機材の整備が必要である。 ・大規模氾濫に備えた資機材の整備が必要であるが、近年、関係水防管理団体への資材提供実績がないことから、必要な資機材の備蓄量が想定できない。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	-	区庁舎については、土嚢や止水板により庁舎内の浸水被害を防ぐことになっている。(神奈川区、中区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、港北区、緑区、青葉区、戸塚区、泉区で実施。浸水想定区域に入っていない、西区、南区、港南区、金沢区、都筑区、栄区、瀬谷区は除く)	震災対策同様にライフラインが途絶したときに対応できるよう自家発電設備等を備えている。	-			
	課題	-	どの段階でどのような対応を行うのかという取り決めがないため、状況に応じた判断の検討が必要である。	自家発電設備が市庁舎地下に配備されているため、地下が浸水することも想定しなければならないこと。	-			

③河川管理施設の整備に関する事項

内 容		横浜市 (危機管理室・全市的な取組)	横浜市 (各区：区独自の取組)	川崎市(危機管理室)	神奈川県(安全防災局)	横浜市 (道路局)	川崎市(河川課)	神奈川県(農土整備局)
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	現状					H27年度末現在の時間降雨量約50mm対応の整備状況は、計画28河川のうち16河川が完了し、護岸整備率は88.9%に達している。 河川毎では、今井川で65.4%、帷子川で69.5%など、整備率が低い河川もあるため、予算規模縮小の中、整備率の低い河川に予算を可能な限り配分し、着実に河川改修を進めており、今後も浸水被害解消に向けて河川改修を推進する。	・H28年度末現在の時間降雨量50mm対応の河川改修率は81%に達している。 ・五反田川における放水路整備のほか、堤防の高さ及び幅の不足等流下能力が不足している平瀬川支川・三沢川等の河川改修を着実に進め、浸水被害解消に向けて整備を推進し治水安全度の向上を図る。	・「都市河川重点整備計画(新セイフティリバー)」に基づき整備を進めており、護岸や堤防等の整備率は以下の通りである。 帷子川……概ね完成(概ね82mm/h対応) 柏尾川……約4割(概ね60mm/h対応) ・矢上川、柏尾川において、洪水調節施設の整備を進めている。 ・恩田川において、洪水調節施設の整備のための調査、設計を進めている。
	課題					河川改修を進めるうえで、大規模な未取得用地を一括取得する必要があるため、補助金を確保し、重点的に事業を進める必要がある。	・着実な整備推進には、継続的な補助金等財源の確保が必要。	・河川の整備が必要な箇所が多く残っており、完成までに相当な期間を要する。

④その他

内 容		横浜市 (危機管理室・全市的な取組)	横浜市 (各区：区独自の取組)	川崎市(危機管理室)	神奈川県(安全防災局)	横浜市 (道路局)	川崎市(河川課)	神奈川県(農土整備局)
自治体における特徴的な対策、計画等	現状	洪水ハザードマップ改訂に伴う各種ハザードマップ等の修正	・河川水位警報システムや防災用スピーカーのサイレンを実際に吹鳴させた避難訓練の実施(保土ヶ谷区、都筑区)	・市域のうち浸水域が占める割合が大きく、水平避難が比較的困難であると考えられるため、避難の考え方を整理し、洪水ハザードマップへの掲載など、市民への周知を行っている。 ・出水期及び台風期前に、消防団及び関係局と合同で水防訓練を実施し、水害が発生した際に迅速に対応できる体制を強化している。		・民間開発行為などで設置された雨水流出抑制施設について、定期的に巡回点検を行い機能の保全に努めている。	・民間開発行為等において雨水流出抑制施設の設置を指導しており、流域による雨水貯留に取り組んでいる。 ・公共調整池については、浸透機能の付加やオフィス改良による調整池容量の向上など、機能強化を検討している。	
	課題	-	・既存の事業所などに、避難施設としての協力を要請する等の対策について検討する必要がある。	・多摩川と鶴見川が同時に氾濫した場合、避難対象人数に対して、避難場所の収容人数が大幅に不足する可能性がある。 ・他都市で発生した水害を研究することで、経験不足、知識不足を最小限とし、職員一人一人の危機管理意識を高める体制を強化すること。			・市民の水防災意識の再構築に向けて民間の雨水流出抑制施設についても調整池の目的や効果、機能を適切に発揮させるための維持管理の重要性等をあらためて啓発する必要がある。	

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内 容		横須賀市	逗子市	葉山町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
想定される浸水リスクの周知	現状					・洪水浸水想定区域図を県のホームページ、河川課や事務所窓口において公開している。 ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページに掲載し周知している。
	課題					・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しにあたり、その趣旨を住民に正しく理解してもらう必要がある。 ・住民の防災意識の向上を図る必要がある。
洪水時における河川水位等の情報提供等	現状					・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。
	課題					・避難勧告等を発令する市町村長に対して、確実に水位情報等を伝達する必要がある。 ・水位計等の保守管理が必要である。
避難勧告等の発令基準	現状	地域防災計画風水害対策計画編に定めている。	地域防災計画に定められている。	葉山町避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルにて定めている。	・市町村に対して「避難勧告等に関するガイドライン」を周知をしている。 ・県のホームページで避難勧告等の避難情報について掲載し、県民に対して周知をしている。	・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市町等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。
	課題	-	市民の避難勧告等の情報の内容に対して認知が低く、より啓発を行っていく必要がある。	抽象的な基準となってしまう部分あり。今年度の地域防災計画の修正に合わせ、判断基準等の見直しもしている。	-	・避難勧告等の発令が円滑に行われるよう、県や市町村等の行動を体系的に整理する必要がある。
避難場所・避難経路	現状	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であるので、域外への立ち退きを基本としている。 避難場所、避難経路は、その時点で安全を考慮して決定する。	風水害等避難所は市内43か所を指定している。 避難路については指定はしていない。	避難場所については、地域防災計画で26箇所を指定済み。避難経路は指定せず、日頃から住民自身で確認してもらう。	・避難所運営の参考となる「避難所マニュアル策定指針」を作成している。 ・県のホームページで避難場所・避難所に関するデータを集約して、オープンデータとして提供。(政策局情報企画課)	・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページに掲載し周知している。
	課題	-	避難場所の中には土砂災害警戒区域内の施設もあり、見直す必要がある。 避難経路が狭く、またバリアフリー化も十分ではない。	・避難場所の数が少ない。 ・緊急指定避難所等が未指定。 ・土砂災害警戒区域内などの災害の発生が懸念される箇所に避難所が指定されている。	-	-
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であるので、広報車による巡回広報、職員の該当戸訪問、住民同士による声掛けを基本としている。 防災行政無線、防災メール、ホームページやツイッター、アラートについては、当然、整備済みである。	防災行政無線・登録制メール・電話FAX配信サービス・テレホンサービスコミュニティFM放送・CATV・HP等で情報伝達を行っている。	防災行政無線を主とし、メール、ツイッター、テレホンサービス、Tvkデータ放送等の多様な補完手段のほか、町広報車・消防団車両等による巡回広報により伝達する。 また、発令内容は町HPに掲載し、確認できるようになっている。	・台風接近が予想される時は、気象台と連携して市町村向けに説明会を開催。 ・気象警報等の発表時には、定期的に記者発表を行い、県内の被害状況等について県民の方々に周知を図っている。 ・市町村の防災行政無線の戸別受信機や防災ラジオの整備などへの財政支援の実施。 ・県のホームページで避難勧告等の避難情報について掲載し、県民に対して周知をしている。	・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・親水拠点には警報装置を設置し、早期の避難を呼びかけている。
	課題	-	防災行政無線が聞き取りづらいとの意見をいただくことが多い。 プッシュ通知が可能なアプリの導入を検討しているが、費用が高い。	・気象状況等により防災行政無線が聞こえにくいことがある。 ・財政や電波状況等の問題により個別受信機の整備が難しい。 ・避難勧告、指示の発令タイミング	-	・外国人や要配慮者に情報が的確に伝わるよう、提供方法を検討する必要がある。
避難誘導体制	現状	本市では、浸水域はかなり狭く限定的であるので、該当戸訪問等を行った職員が、そのまま誘導も担うことを想定している。	地域防災計画に市職員、消防、警察、消防団員が避難誘導する。	消防本部・消防団等による避難誘導が行われる計画となっている。		
	課題	-	災害発生の危険度や切迫度に応じた体制作りが必要。	他に災害が併発した場合の人員不足。		

②水防に関する事項

内 容		横須賀市	逗子市	葉山町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
河川水位等に係る情報提供	現状					・河川水位の状況に応じて、水防活動に資する「水防警報」を発表している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。
	課題					・河川水位等の情報について、的確かつ迅速な伝達を行う必要がある。 ・水位計等の保守管理が必要である。
河川の巡視区間	現状		河川の巡視については原則常備消防が行う。巡視ポイントは市内8箇所。	水位周知河川となる2河川の県水位計設置場所等を常備消防・消防団が状況に応じ巡視している。		・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・平常時であっても、定期的な巡視を行っている。
	課題		-	急速に水位が上昇することがあるが、その際の巡視職員の安全確保や避難誘導体制が課題。		・一部の河川では、目視による巡視が困難な区間がある。
水防資機材の整備状況	現状	水防資材倉庫に資器材の備蓄と別4箇所土のうを備蓄している。	土のうやポンプ等の水防資機材については一式整備しており、土のうは市民への貸出制度がある。	土のう袋や防水シート等の資機材を各消防団詰所に整備している。		・市町村による水防活動に支障をきたす緊急事態に対応するため、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	課題	備蓄している土のうの適正な再配置計画の立案。	整備資機材が老朽化している。	土のう等整備数量及び配備等の計画の立案。		・地域の特性に合わせた水防資機材の整備が必要である。 ・大規模氾濫に備えた資機材の整備が必要であるが、近年、関係水防管理団体への資材提供実績がないことから、必要な資機材の備蓄量が想定できない。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状		市庁舎については内水による浸水想定区域内にあるため、防潮板を設置している。また、地下に設置された自家発電装置が浸水により使用不可になった場合に備え、太陽光発電による蓄電池設備を3階に設置している。災害拠点病院は市内に横須賀市内2か所となっている。	立地的に水害を想定していない。	-	
	課題		市庁舎については、電気設備が地下に設置されており、浸水時には蓄電池により最低限度の電力を確保しているが、通常業務を継続できる電力はない。 電気設備の上層階への移転については、コスト面及び施設の構造から難しい。	-	-	

③河川管理施設の整備に関する事項

内 容		横須賀市	逗子市	葉山町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	現状					・「都市河川重点整備計画(新セーフティリバー)」に基づき整備を進めており、護岸や堤防等の整備率は以下の通りである。 田越川……約7割 (50mm/h対応)
	課題					・河川の整備が必要な箇所が多く残っており、完成までに相当な期間を要する。

④その他

内 容		横須賀市	逗子市	葉山町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
自治体における特徴的な対策、計画等	現状	-	-	-		
	課題	-	-	-		
その他、意見・要望等		-	-	-		

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内 容	相模原市(危機管理)	相模原市(都市基盤河川)	藤沢市	鎌倉市	茅ヶ崎市
想定される 浸水リスクの 周知	現状 ・洪水ハザードマップや浸水(内水)ハザードマップの作成し、市ホームページ等で周知している。		・洪水ハザードマップや浸水(内水)ハザードマップを作成し、市ホームページ等で周知している。	・洪水・内水ハザードマップや危険箇所マップを作成し、全戸配布及び市ホームページ等で周知している。	・洪水ハザードマップや浸水(内水)ハザードマップを作成し、全戸配布、公共施設での配架及び市公式ホームページ等により、市民に周知している。
	課題 ・浸水想定区域の見直しに伴い、各種ハザードマップを改訂する必要がある。		・浸水想定区域の見直しに伴い、各種ハザードマップを改訂する必要がある。	・リスク周知については、重要と考えているが、もし1000年に1度規模の最大値として浸水区域をハザードマップに示した場合、住民の混乱や危険情報に対する慣れが懸念される。本市の河川はすべて掘り込み河道のため、決壊による大規模な家屋被害は考えにくい。このため現在の浸水区域程度が妥当と考える。また、上流となる市管理河川については、仮に水位上昇により浸水する可能性がある場合でも、床下浸水対策の土のう設置を行えば避難までは必要ないと考えているが、現在、市管理河川の氾濫危険水位等の水位は設定されていない。	・小出川・千ノ川については、今後、神奈川県において予定されている想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の公表に伴い、洪水ハザードマップを作成する必要がある。
洪水時における 河川水位等の 情報提供等	現状 ・神奈川県が入手した洪水予報河川及び水位周知河川における水位情報については、神奈川県との協定に基づき、防災メールに水位情報が自動で配信される。	・急激な増水を知らせる警報装置設置済み(1箇所)	・市ホームページに神奈川県雨量水位情報のサイトをリンクしている。	・水位周知河川(柏尾川、神戸川、滑川)について、危険箇所マップや市ホームページ等に神奈川県雨量水位情報のサイトを紹介している。	・市公式ホームページに神奈川県雨量水位情報のサイトのリンク貼り付けを行い、情報提供をするとともに、水位上昇に伴う避難情報の発令に際して、防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、エリアメール、tvk(地上デジタル放送によるデータ文字放送)及び防災ラジオ等の即時性の高い情報発信を行うほか、広報車及び消防車両による巡回放送を行っている。
	課題 ・その他河川(小河川)の水位情報の周知について実施する必要がある。	同左	・小河川の水位情報の提供について検討が必要である。	・夜間、休日等職員不在時に氾濫危険水位を超過した場合の対応。	・洪水のおそれがあるときに、より多くの市民に、河川水位等の情報を取得していただくため、平素からの取組として、出前講座等を通じて、市公式ホームページの河川水位等の情報の確認方法に関して、さらなる周知を図る必要がある。
避難勧告等の 発令基準	現状 ・次のとおり基準を設定している。 【避難準備・高齢者等避難開始】 →水位周知河川が「避難判断水位」に達した場合、洪水予報河川に氾濫警戒情報が発表された場合 【避難勧告】 →水位周知河川が「氾濫危険水位」に達した場合、洪水予報河川に氾濫危険情報が発表された場合 【避難指示(緊急)】 →水位周知河川が「氾濫危険水位」を越え、氾濫が発生するおそれのある場合又は氾濫が発生した場合、洪水予報河川に氾濫発生情報が発表された場合 ・その他河川における避難情報等の発令基準の設定について、その他河川の定義を設定し、関係課との協議により、暫定的に発令基準を設定した。		・平成29年1月の避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、次のとおり発令基準を見直し運用している。 ①避難準備・高齢者等避難開始＝避難判断水位に到達した場合等 ②避難勧告＝氾濫危険水位に到達した場合等 ③避難指示＝水位が堤防高に到達するおそれが高い場合等(越水・溢水のおそれがある場合)	・平成29年1月の避難勧告等に関するガイドラインの改定、平成28年4月の神奈川県による基準水位の見直しに対応した水位の他、降雨量、今後の気象予測等を総合的にして、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示」を発令。	・避難勧告等の発令については、気象予測、河川の状況、関係機関からの助言等から総合的に判断。
	課題 ・その他河川における避難情報等の発令基準について、洪水予報河川及び水位周知河川とは別に定め、暫定的に運用しているが、災害実績等をもとに今後見直しを行う必要がある。 また、避難勧告等の発令の判断において、降雨による水位上昇のみならず、ダム の放流計画との調整が必要となる。		・内水氾濫についての水位情報の入手や発令判断基準の設定が難しい。 ・避難発令対象地域の範囲を設定することが容易ではない。	・準用河川や公共下水道雨水幹線による内水氾濫についての水位情報の入手や発令判断基準の設定、避難発令対象地域の範囲を設定することが容易ではない。	・避難勧告等の発令の一つの基準としている河川の水位情報が、計画規模の降雨におけるリードタイムを想定した水位が設定されており、想定最大規模の降雨があった場合、避難のリードタイムが短くなるため、避難勧告等の発令の基準について水位以外の部分に関して具体的に検討を行う必要がある。
避難場所・ 避難経路	現状 ・浸水想定区域外の市内小中学校等を避難場所として開設する。 ・避難経路等は特段定めていない。		・避難場所については、緊急的な水害避難所と避難生活を送る避難施設を分類整理した一覧表や配置図を掲載した冊子を市内全戸に配布した。その他に、ホームページやスマートフォンアプリ等においても避難場所等を周知している。 ・避難経路については、周辺の危険箇所等を考慮し、市民等が自ら設定するよう呼びかけている。	・風水害等避難場所として、ハザードマップや防災読本に記載してあるが、浸水区域内の場所もある。避難経路は示していない。	・小中学校を避難所とし、市役所、公民館、支所、ケアセンターを早期避難所として開設。避難所のみで避難者の収容が困難な時は、高校、民間企業等を2次避難所として開設。要配慮者については協定で締結している福祉避難施設に収容可能人数を確認の上、順次収容。 避難経路については、ハザードマップ作成時に検討を行う。
	課題 ・土砂災害警戒区域に限らず、防災訓練等を通じて住民自らがハザードマップ等を活用し、浸水想定区域等を確認できる機会を増やす必要がある。		・水害の発生状況によっては、避難することが危険であったり、適切ではない避難場所や避難経路が生じる場合がある。	・浸水深によっては、無理に避難することが危険であったり、適切ではない避難場所や避難経路が生じる場合があり、垂直避難で問題がない地域もあり、避難先について各自で判断することを周知する必要。(浸水する避難所の取扱い)	・想定最大規模降雨による洪水浸水が起きた場合、水平避難者が市内の避難所のみで収容可能かどうか、学校の応急教育の観点も踏まえ、検討する必要がある。
住民等への 情報伝達の 体制や方法	現状 ・防災行政用同報無線(ひばり放送)による一斉放送のほか、同じ内容をテレビ神奈川(tvk)のデータ放送、ひばり放送テレホンサービス、防災メール、市ホームページ等でも配信している。 ・その他、緊急速報エリアメール・緊急速報メール、ツイッター、エフエムさがみでの割り込み放送、防災アプリ「Yahoo!防災速報」、消防等による広報、一斉FAX等により、住民への情報伝達を行っている。		・災害緊急情報の伝達手段としては、防災行政無線のデジタル化を始め、広報車、防災ラジオ、アラート、緊急速報メール、メールマガジン、ホームページ、ツイッター、Wi-Fiアクセスポイント及びスマートフォンアプリ等の多様な伝達ツールの整備を図り、情報発信の充実・強化に努めている。	・防災行政用無線、防災安全情報メール、消防テレホンサービス、市のホームページ、ツイッター、エリアメール、アラート、ケーブルテレビ(JCOM)画面へのテロップ、防災ラジオ、広報車等により、住民への情報伝達を行っている。	・防災行政用無線、市公式ホームページ、地域情報配信システム、ツイッター、エリアメール、tvk(地上デジタル放送によるデータ文字放送)、防災ラジオ等により、住民への情報伝達を行っている。
	課題 ・戸別に情報伝達するための手段を検討する必要がある。		・防災行政無線の屋外放送は、大雨等荒天時の屋内では聞き取りにくい場合がある。また、同様の音声情報では、避難情報について、どの区域が避難発令の対象となっているのかを判別することが困難な傾向がある。	・防災行政無線は、難聴地区が存在し、課題となっている。	・水平避難対象地域に居住している避難行動要支援者、要配慮者に対して避難情報等をより確実に伝えるための仕組みを検討する必要がある。
避難誘導 体制	現状 ・水害に特化したものはないが、風水害時における避難誘導対策について、地域防災計画 において定めている。 自主防災組織、市職員(現地対策班・区本部)、消防署・消防団及び警察等と連携して行う。 防災訓練等を通じて、警戒避難体制の確立を図る。		・市職員、消防局、消防団、自主防災組織等が連携して、避難誘導を行うこととしている。	・市消防、消防団による誘導。	・風水害等の被害拡大の危険が切迫したときは、警察及び防災関係機関等の協力を得て適切な避難誘導等を行い、混乱なく避難を実施する。
	課題 ・地域の特質に応じた避難体制の確立するため、地域への避難訓練等の働きかけが必要となる。		・自主防災組織については、あらかじめ連絡体制や誘導方法を調整しておく必要がある。 ・水害の状況により、屋外に出て避難するよりも屋内での垂直避難の方が安全な場合がある。	・水害の状況により、屋外への避難より屋内での垂直避難の方が安全な場合がある。	・警察及び防災関係機関等との避難誘導に関する協力体制に関して、具体的な誘導実施策を含めた検討が必要。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内 容		大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	寒川町
想定される 浸水リスクの 周知	現状	・防災マップ(ハザードマップ)を全戸配布及び市ホームページで公表している。	・平成29年度に相模川洪水ハザードマップを改訂し全戸配布を実施。また、海老名市防災ホームページ及び海老名市防災マップアプリケーションによる周知も実施している。	・洪水予報河川、水位周知河川共に計画規模降雨におけるハザードマップを作成し、全戸配布している(H26)。		・町内各地域における、河川氾濫や浸水の可能性の周知については、住民の生命を守る早めの避難行動を促すために、非常に重要と考えているが、現状については、既存のハザードマップで対応している。
	課題	・浸水想定区域見直しに伴う防災マップの更新と配付。 ・浸水リスクについて過剰に反応する市民もあることから、条件設定など正しく理解してもらう必要がある。	・各ハザードマップの前提条件が多いため、高齢者等が理解しやすくなる周知要領の工夫が必要である。	・浸水想定区域が重複する河川に係るハザードマップの作成及びリスク周知が難しい。		・リスク周知については、重要と考えているが、最大値の公表により、住民の誤解や災害情報の難易度をあげてしまうため、住民理解の混乱や危険情報に対する慣れが懸念される。
洪水時における 河川水位等の情報 提供等	現状	・河川警戒巡視により、情報収集を行う。 ・住民には、登録制メール、広報車巡回、自主防災組織会長への電話連絡等で周知する。	・県ホームページ及び厚木土木事務所東部センターからの水防警報、河川巡視等により情報を収集している。 ・住民には防災行政無線、メール、広報車等により避難情報を伝達している。	・水防警報及び洪水予報に基づき、河川巡視等を実施している。		・国県の情報を基に住民の避難行動の一助を目的に、注意喚起等のメール配信や各種SNSを活用した情報提供を行っている。
	課題	・全住民に確実に情報を伝達するために、自主防災組織(情報班)等との連携を、これまで以上に高める必要がある。	・避難行動要支援者等の避難所要時間を確保できる情報入手及び伝達要領を確立する必要がある。			・防災無線情報は、降雨時等においては聞こえづらいため、メール配信等を行っているが、特に高齢者はメール等の活用ができない可能性があるため、情報提供方法を拡充していく必要がある。
避難勧告等の 発令基準	現状	・境川または引地川の水位がはん濫危険水位に達した段階で避難勧告を発令することを基本としておりますが、あわせて、上流域の雨量、雨雲の大きさ、動き等、あらゆる情報を分析し、判断する。	・原則として、水位による発令基準を設けている。 ・「避難準備・高齢者等避難開始」の発令判断基準として、避難判断水位を超える、県東部で時間雨量80mm以上が予想される場合等という条件を設けている。 ・「避難勧告」の基準として、氾濫危険水位を超える、越水するおそれがある、県東部で未明又は明け方に時間雨量80mm以上が予想される、特別警報が発表された等の条件を設けている。 ・「避難指示(緊急)」の基準として、決壊又は越水の発生、避難勧告での立ち退き避難が十分でないときという条件を設けている。	・水防警報及び洪水予報の情報と河川巡視に基づき判断している。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定し、一定の基準で発令している。	・水害対応マニュアル等を策定し、一定の基準で発令している。
	課題	・現状で記載したとおり、水位のみの判断としないため、水位に伴う避難判断の是非について市民への説明が難しい。	・単なる水位上昇による避難の判断だけでなく、ダム ^{は避難} の放流計画との調整が極めて重要と考える。 特に市町への降水予報と連動したダム放流予定の周知が必要と考える。	・水位観測所の判断基準水位が管轄区間の危険箇所の水位となっているため、水位情報のみでは判断できない。 河川巡視状況から判断している。	住民への避難情報の種類とそれぞれの意味の周知	・発令については、一定基準で行っているものの、状況に応じた対応が必要となる。
避難場所・ 避難経路	現状	・浸水被害にあわない指定避難所と避難する方向を防災マップで周知している。 ・本市の都市環境を考慮し、垂直避難を有効的に案内する事例が増えている。 ・避難経路については、地域に委ねている。	・避難場所については、防災マップの配布、避難所運営訓練の実施等により避難所の周知を図っている。 ・避難経路については、個人又は自主防災組織に委ねているのが現状である。	・原則、垂直避難としている。	・県の浸水想定区域に基づいて避難所を制定している。 ・市内一次避難所のうち、浸水の可能性がある綾南小学校については水害時は避難所とせず、その近隣の公共施設で対応する。 ・また、浸水の可能性がある二次避難所二カ所(早園地区センター、綾南地区センター)についても水害時には避難所として利用しない。	・広域避難(場)所を指定している。また、経路については、避難方向を提示しているが、具体的な避難経路は示していない。
	課題	・暴風雨の場合など、避難所へ車で避難してくる市民の対応。	・浸水してしまうおそれのある避難所の扱いを検討し、市民に周知する必要がある。 ・市内に収容しきれない場合に備え、近隣市町との相互支援体制を具体化する必要がある。また、上下流の市町との競合防止を図る必要がある。	・垂直避難できない要配慮者等への対応。	・避難経路について、避難行動中の被災をなくすために、垂直避難も視野に入れて行動することの周知啓発。	・広域避難(場)所については、7割が浸水区域にあり、浸水区域外の広域避難(場)所が必要となるが、移動によるリスクが生じる。
住民等への 情報伝達の 体制や方法	現状	・防災行政無線、自主防災組織への電話連絡、広報車による放送、エリアメール、市で運用しているメールサービス、コミュニティFM、ツイッター、市ホームページ	・通常時は、防災行政無線を基本として、えびなメール、防災ラジオ、防災ホームページ等での情報伝達を行っている。 ・災害対応時は、1での手段に加えてエリアメール、アラート、twitter、J-COM、地域FM放送(FMカオン)、広報車等のあらゆる手段の活用を考えている。	・緊急情報メール ・エリアメール ・ツイッター ・ヤフー防災 ・防災行政無線 ・アラート	・防災行政無線、安全安心メール(登録制メール)、市ホームページ、市災害用ブログ、電話、広報車等により情報を伝達する。	・国県の情報を基に住民の避難行動の一助を目的に、注意喚起等のメール配信や各種SNSを活用した情報提供を行っている。
	課題	・スマートフォンなどの携帯端末を持っていない市民への情報伝達。	・高齢者等、プル型の情報伝達手段を使えない人々に対して、プッシュ型でどのように対応するか検討中である。 ・職員に対して、各情報伝達手段の操作方法に関して習熟を図り、いざという際に市民へ迅速に情報を提供する体制を確立する必要がある。 ・MCA無線機等を配置している公共機関等に対して、訓練等により伝達要領を確立する必要がある。 ・要援護者に対する確実な情報伝達要領が不十分である。	・大雨等の際、防災行政無線の放送が聞き取りにくい地域への対応。 ・聞き取れなかった際の音声自動応答サービス利用について住民への周知。	・逃げ遅れを防止するために、適切なタイミングでの避難情報の発令及び避難情報の伝達。	・防災無線情報は、降雨時等においては聞こえづらいため、メール配信等を行っているが、特に高齢者はメール等の活用ができない可能性があるため、情報提供方法を拡充していく必要がある。
避難誘導 体制	現状	・警察の協力を得て、市消防や消防団による誘導を行う。	・市職員、消防団員、民生委員、自主防災組織等による誘導を現在、検討中である。	・水平避難が必要な場合は水防団等に協力要請する。	・水害発生時には災害対策本部消防部が災害対策本部の他部、警察署、自治会等の協力のもと避難誘導にあたり、市民の安全を確保する。	・避難誘導については、基本的に地域でお願いしている。
	課題	・現実には豪雨の中での避難となり、避難行動における課題も多いと考えますが、実効性のある訓練の実施は難しい。	・自助及び共助の更なる意識醸成が必要である。 ・地震災害、国民保護事態等にも利用できる避難計画の作成が必要である(単純化、共通化の必要性)。 ・他市等への避難及び他市等からの受援要領の調整及び具体化が必要である。 ・職員及び関係機関等との訓練実施による検証が必要である。	・訓練等の実績が無い。	・閉庁時間等に水害が発生した場合の災害対策本部要員等の参集に時間を要する。	・町域の大半の地区が浸水エリアとなるため、早めの避難情報の提供等が必要となることや、広域避難(場)所への移動リスクが生じる。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内 容		町田市	横浜市 (戸塚区・泉区・瀬谷区)	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
想定される 浸水リスクの 周知	現状				<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図を県のホームページ、河川課や事務所窓口において公開している。 ・相模川等、一部の河川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。 ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページに掲載し周知している。
	課題				<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しにあたり、その趣旨を住民に正しく理解してもらう必要がある。 ・住民の防災意識の向上を図る必要がある。
洪水時における河川水位等の情報提供等	現状				<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(神奈川県・気象庁共同発表)を発表するとともに、国が発表する洪水予報を関係水防管理者へ伝達している。 ・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・相模川において、重大な災害が発生する恐れがある場合に河川管理者から市町村長等へ直接情報提供をする「ホットライン」を構築している。
	課題				<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等を発令する市町村長に対して、確実に水位情報、ダム の放流連絡等を伝達する必要がある。 ・水位計等の保守管理が必要である。
避難勧告等の発令基準	現状	<ul style="list-style-type: none"> 【避難準備・高齢者等避難開始】 ①市内の基準水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の水位観測所で水位が上昇してきている場合 ②市内の基準水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、かつ、同水位観測所の付近及び上流域の気象予警報、降水短時間予報等を総合的に判断し、さらに降雨量が増加する見込みである場合 ※早期・深夜の避難が必要な場合はこれによらず発令する場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> 【危機管理室】 【避難準備・高齢者等避難開始】 ・「氾濫注意水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 ・漏水等が発見された場合 ・台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合(夜間から明け方に避難勧告の発令が予想される場合) 【避難勧告】 ・「氾濫危険水位」に到達し、上流域の降雨等により、引き続き、水位の上昇が見込まれる場合 ・「氾濫注意水位」を超えた状態で、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 ・異常な漏水等が発見された場合 ・「氾濫注意水位」を超えた状態で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、大雨警報等の発表など多量の降雨が予想される場合 【避難指示(緊急)】 ・越水・溢水のおそれがある場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・決壊や越水・溢水の発生又は「氾濫発生情報」が発表された場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 【各区】 避難判断水位等の見直しに伴う、避難判断マニュアルの見直しを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して「避難勧告等に関するガイドライン」を周知をしている。 ・県のホームページで避難勧告等の避難情報について掲載し、県民に対して周知をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相模川において、避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成している。 ・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市町等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 東京都管理河川と神奈川県管理河川とで水位の基準が異なり、水位による発令基準を定めにくいと感じる。また、管理事務所によって水位情報の発表基準が異なっており(基準超過前に発表する事務所と超過後に発表する事務所等)、判断が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 【危機管理室】 避難勧告等に伴い、適切な避難行動が取られるための市民意識の醸成が不十分である。 【各区】 河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が急激に上昇する中小河川においても避難勧告等の発令が円滑に行われるよう、県や市町村等の行動をダムの放流等も踏まえ時系列的に整理する必要がある。
避難場所・避難経路	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な避難勧告等の発令や自主避難につなげるため、市内の洪水時・土砂災害時の避難施設を臨時的・段階的に開設している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【危機管理室】 ・広報紙・HP・ハザードマップにより周知。 【各区】 ・災害の種類による指定緊急避難場所については、横浜市危機管理室において選定を行っている。 ・避難経路の設定は行政としては行わず、居住区周辺の危険箇所を考慮した避難経路の検討について、個々人で行うよう呼びかけを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営の参考となる「避難所マニュアル策定指針」を作成している。 ・県内市町村の避難場所・避難所に関するデータを集約して、オープンデータとして提供。(政策局情報企画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページに掲載し周知している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域内の避難施設を使用しないこととしているため、一部の地域では避難施設までの距離が遠くなってしまっている。地域の集会所を臨時的避難施設とする協定を結ぶ等、解消に努めている。 ・全施設を同時に開設しているわけではないため、施設が遠いと の苦情が出ている。 ・避難施設の開設部署の偏りが課題となっており、担当部署を拡充する等の対策をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【各区】 ・避難経路は行政が定めてくれるものという意識が未だに強く、継続した住民啓発が必要。 	-	-
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップにて浸水想定域、土砂災害警戒区域を周知している。 ・避難が難しい場合には、上層階へ避難することを併せて勧めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【危機管理室】 ・メール・各種メディア・戸別訪問・広報車 【各区】 ・毎年実施している水防訓練の際に、区役所危機管理担当から地域住民へ説明をしている。(泉区を除く) ・伝達は、市危機管理室からの情報提供の他、自治会町内会長への電話、広報車での巡回広報、事前登録された事業所へのFAX送信、個別訪問、安全・安心情報メール、ツイッター、ホームページ等あらゆる手段で対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風接近が予想される時は、気象台と連携して市町村向けに説明会を開催。 ・気象警報等の発表時には、定期的に記者発表を行い、県内の被害状況等について県民の方々に周知を図っている。 ・市町村の防災行政無線の戸別受信機や防災ラジオの整備などへの財政支援の実施。 ・県のホームページで避難勧告等の避難情報について掲載し、県民に対して周知をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・親水拠点には警報装置を設置し、早期の避難を呼びかけている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のような周知を進めているが、自分が避難すべき区域に住んでいるかどうか分からないとの声が多い。実際に避難勧告を発令した際に同種の問い合わせが殺到した。 	<ul style="list-style-type: none"> 【各区】 ・深夜の時間帯では住民も就寝中であり、広報車のスピーカー音が雨音でかき消され、テレビやメールも見えない状況での広報については、避難勧告など重要な情報が伝達できない可能性がある。 ・防災用スピーカーを設置している区があるが、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・外国人への情報伝達体制が整備されていない。 ・インターネットに馴染みのない方々にいかに最新の情報を伝えるかが難しい。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人や要配慮者に情報が的確に伝わるよう、提供方法を検討する必要がある。
避難誘導体制	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令時には隣近所で協力をして避難もらえるよう、自主防災組織を通じて防災講話等でお話している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【危機管理室】 ・必要に応じ、区役所・消防署・土木事務所等との連携及び住民の協力により実施。 【各区】 ・消防、警察、地元自治会、町内会及び関係機関の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めている。 ・消防署、警察署、土木事務所、区役所総務課による防災関係機関連絡会を定期的に開催し、水害対策に関する情報提供、情報共有を図るとともに、課題の抽出及び解決策などについて検討している。 		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市域が広く、万全な誘導体制は整っていないのが現状である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【各区】 ・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応。 ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極め。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法。 ・市民一人一人の避難に対する意識の向上。 		

②水防に関する事項

内 容		相模原市	相模原市(都市基盤河川)	藤沢市	鎌倉市	茅ヶ崎市
河川水位等に係る情報提供	現状				・神奈川県雨量水位情報を危険箇所マップ、市ホームページ等で紹介している。(水位情報の周知)	・市公式ホームページにおいて、神奈川県雨量水位情報サイトのリンクの貼り付けを行い、市民に情報提供している。
	課題					・水位情報は、市民の避難行動に大きく影響するため、現況の水位をモニタリングし、迅速に市民に情報提供することはもちろんのこと、今後の雨量予測や流域雨量指数等を総合的に勘案し、避難情報発令の判断を必要とする必要がある。
河川の巡視区間	現状	・関係部局において、浸水被害警戒地域対策計画に規定する警戒地域の巡回を実施している。	・都市基盤河川区間において、台風等出水時パトロールの実施	・河川管理者や市の職員、消防局、消防団等にて河川の巡視を実施することとなっている。	・市の職員や市消防、消防団等にて河川の巡視を行なっている。	・出水期前には、市職員、消防職員、消防団、河川管理者が一同に会し、重要水防箇所の合同巡視を行っている。
	課題	・関係部局との連絡体制の強化を図る。	同左	・人員と安全の確保や巡視区域の設定が難しい。	・河川沿いに家屋が建ち並んでおり、巡視が困難である。	・水防団待機水位に至ったときは、市職員、消防職員、消防団、河川管理者が連携を図り、河川の巡視を行う。
水防資機材の整備状況	現状	・災害対応に必要な資機材を整備している。	・土のうを資材置き場(共通)にストック	・水害対応のため、市内数カ所に、土のう13800袋、シート20枚、スコップ等を備蓄している。	・救命ボート(15)、折りたたみボート(2)、土のう袋(600)、土のう(土入り・862)、つるはし、大ハンマー、スコップ、のこぎり等が配備。	・洪水等の緊急事態に対処できるよう、配水ポンプや土のう袋等を備蓄した水防倉庫を整備。
	課題	・水防活動を支援し、作業負担を軽減するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の整備について検討する必要がある。	・各河川沿いに、水防資機材置場を確保する必要がある。	・土のう等の運搬手段としてのトラック等車両類の検討が必要である。	・特になし。	・想定最大規模降雨による洪水浸水に対する水防活動を実施するにあたり、既存の備蓄資機材で対応可能か検討が必要。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	・市庁舎における自家発電装置を屋上などへ複数箇所に設置している。 ・市庁舎や災害拠点病院については、浸水区域外に建設されている。		・災害時拠点施設として、災害対策本部が入る市役所本庁舎の再整備による防災機能の強化を進めている。また、災害拠点病院である市民病院については、境川の洪水浸水想定区域内であることから、平成28年に竣工した新東館においては、地下階を設けない等の浸水対策を講じて再整備を進めている。	・非常用発電機(375KVA)使用不能時に備え、市役所本庁舎等に合計14台の簡易用発電機(5.5KVA)を備えている。	・市役所庁舎の一部は、早期避難所として開設。災害拠点病院については、災害時における地域医療の中核的役割を果たし、県医療救護本部や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救護活動を実施。
	課題			・市内13地区の各地区防災拠点本部である市民センター・公民館のうち、老朽化した4施設の再整備が求められている。	・災害時の医療救護活動拠点の湘南鎌倉総合病院は平成26年の台風時周囲は道路冠水したため、道路冠水も想定した対応が必要。	・近隣市町村の医療機関との患者の受入などの病院間における支援体制についての検討が必要。

③河川管理施設の整備に関する事項

内 容		相模原市	相模原市(都市基盤河川)	藤沢市	鎌倉市	茅ヶ崎市
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	現状		・一級河川鳩川及び鳩川分水路については整備済み。 ・一級河川道保川については整備率44.7%となっており、引き続き整備を実施していく。			
	課題					

④その他

内 容		相模原市	相模原市(都市基盤河川)	藤沢市	鎌倉市	茅ヶ崎市
自治体における特徴的な対策、計画等	現状	・地域の特質に応じた地区防災計画(住民用の防災計画)を作成している。		・出水期前に関係部局及び関係団体と合同で水防訓練を実施し、水害が発生した際に迅速に対応できる体制を強化している。	・以前に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対し、「鎌倉市防災・安全情報メール」配信サービスに登録をお願いする文書を送付した。	・風水害時に迅速かつ効果的な対応ができるよう、避難情報等の情報伝達、庁内の水防配備体制、各部局の役割等を定めた水防マニュアルを作成。
	課題	・浸水想定区域の見直しに伴い、該当地域においては当該計画の内容について見直す必要がある。		・ゲリラ豪雨などによる急激な河川水位の上昇における対応についても検討が必要である。	・浸水エリアにおける要配慮者利用施設への災害情報周知方法について。	・想定最大規模降雨による洪水浸水対策として、限られた時間内に避難対策を行い、市民や施設の安全を確保し、減災に繋げるタイムラインを策定。

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②水防に関する事項

内 容		大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	寒川町
河川水位等に係る情報提供	現状	・河川警戒巡視により、情報収集を行う。 ・住民には、登録制メール、広報車巡回、自主防災組織会長への電話連絡等で周知している。	・市防災ホームページにて県雨量水位情報にリンクする形としている。 ・避難に必要な水防警報は、防災行政無線、防災ラジオ、メール、広報車等で周知している。	・水防警報、洪水予報及び河川巡視に基づく情報提供。		・国県の情報を基に住民の避難行動の一助を目的に、注意喚起等のメール配信や各種SNSを活用した情報提供を行っている
	課題	・避難は気象情報も含めて総合的に判断しているため、水位と市の避難判断は一致しない場合がある。	・避難行動要支援者及び支援者に対する確実な伝達を行う必要がある。	・水位観測所の判断基準水位が管轄区間の危険箇所の水位となっているため、水位情報のみでは判断できない。		・防災無線情報は、降雨時等においては聞こえづらいため、メール配信等を行っているが、特に高齢者はメール等の活用ができない可能性があるため、情報提供方法を拡充していく必要がある。
河川の巡視区間	現状	・各消防(署・団)が受け持ち区域にある、河川を警戒している。	・100トン以上の上流ダム放流には、相模川の警戒巡視を行っている。 ・市内河川については、氾濫警戒水位に応じて、消防署及び消防団による巡視を行い状況を把握している。	・消防部局の判断及び基準に基づき実施している。	・市内二カ所の水位観測所において厚木土木事務所東部センターにより水位観測が行われており、水害時に氾濫等の危険性が発生すると水位の通報及び水防警報が発令される。また、(株)ウェザーニューズと連携し、ライブカメラで水位の状況等を確認している。	・消防本部、消防団、町建設部門の職員が巡視を行い、状況を把握している。
	課題	・河川の定点監視についた際、それぞれの受け持ち区域内調査及び広報等が十分にできない可能性がある。また、交代人員の確保も困難である。	・ダム放流に伴う巡視活動では広報活動を併せて行っているが、車両では近づくことが難しい河川敷等にいる人への情報伝達要領を検討する必要がある。	・特になし。	・特になし。	・状況により水位や危険箇所が変化するため、巡視箇所の設定が難しく、巡視に伴う消防団等の安全確保が課題となっている。
水防資機材の整備状況	現状	・ライフジャケットの整備、救助ロープの整備を行っている。 そのほか、成袋された土のうや、ハンマースコップ等の資機材を備蓄している。	・鋼板、鉄杭、土のう袋、大ハンマー等を水防資機材倉庫に整備するとともに、土を既に詰めている土のう(計約2,000袋)を市庁舎近傍及び消防署各分署に備蓄している。	・消防部局にて整備を進めている。	・市全体で45,300枚の土のう袋を備蓄しており、また、浸水が想定される地域には、住民がいつでも土のうを持ち出すことが可能な「土のうステーション」を設置している。	・水害に備え、各地域(浸水履歴のある)において、地域集会所等に土のうを配備している。
	課題	・安全帯の整備が進んでいないため整備が必要と考える。現状はロープにより、自己確保をとっている。	・2年に1回、消防署員及び消防団に対して、水防訓練を実施しているが、各資機材取扱要領に関する訓練が不十分である。	・特になし。	・「土のうステーション」に設置してある土のうについて、「重くて運び出すことが困難」などの意見があり、砂の量を減らした比較的軽い土のうを配備することで対応した。	・土のうについては、特に高齢者等においては引き取りができないため、その配付方法。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	・海拔70メートルを超える場所に建っているため、河川溢水による水害想定はしていない。 なお、雨水浸水の恐れも基本的にはない。	・市庁舎及び消防庁舎は、相模川の浸水想定区域内となるため、対応要領を検討中である。また、災害時協力病院である海老名総合病院も浸水想定区域内にあるため、対応要領を調整中である。	・特になし。	・市庁舎地下駐車場については、水害時雨水の流入を遮断するための止水弁を設置している。災害拠点病院は市内にない。	・庁舎については、特段対応を行っていない。また、災害拠点病院は指定されていない。
	課題		・相模川氾濫時には、防災行政無線も使用できなくなることが予想されるため、代替手段を検討中である。	・特になし。	・特になし。	・庁舎については、浸水区域に建設されているが、近隣住民の避難場所となることも考えられることから、今後対応を検討する必要がある。また、災害拠点病院については指定が無いことから、近隣市町の病院間における支援体制についての検討が必要。

③河川管理施設の整備に関する事項

内 容		大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	寒川町
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	現状					
	課題					

④その他

内 容		大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	寒川町
自治体における特徴的な対策、計画等	現状	・出水期前に、関係部署を集め、水防上警戒すべき地域などの調査及び情報共有を行っている。 防災上配慮を要する福祉施設や学校等に戸別無線機を無償配布している。	・昨年度から毎年6月に、市と要配慮者利用施設での土砂災害情報伝達訓練を実施している。	・特になし。	・防災行政無線の個別受信機を希望世帯に対し無料貸与している。	・水害対応マニュアル等を策定し、水防に関する事項を地域防災計画以外で定めている。水防時の職員配備体制の確認を民間の気象情報システム内に取り込んでいる。
	課題	・特になし	・市から要配慮者利用施設への一方方向の情報伝達訓練のため、今後は双方方向の情報伝達訓練、更には避難計画を作成した上での実動訓練を行う必要がある。	・特になし。	・個別受信機の無料配布事業を全ての市民へ効果的に周知するための広報手段。	

②水防に関する事項

内 容		町田市	横浜市 (戸塚区・泉区・瀬谷区)	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
河川水位等に係る情報提供	現状				<ul style="list-style-type: none"> 河川水位の状況に応じて、水防活動に資する「水防警報」を発表している。 県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 相模川において、重大な災害が発生する恐れがある場合に河川管理者から市町村長等へ直接情報提供をする「ホットライン」を構築している。
	課題				<ul style="list-style-type: none"> 河川水位等の情報について、的確かつ迅速な伝達を行う必要がある。 水位計等の保守管理が必要である。
河川の巡視区間	現状	<ul style="list-style-type: none"> 重要水防箇所の共同巡視に参加しているほか、実災害時には消防団から随時情報提供を受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【各区】 ・消防署、消防団、土木事務所などの巡回パトロールなどの情報を参考にしている。 		<ul style="list-style-type: none"> 堤防が決壊すると被害が甚大となる相模川の、洪水に対しリスクが高い区間(重要水防区域等)において、市町村、消防団、住民と堤防の共同点検を実施している。 出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 平常時にあっても、定期的な巡視を行っている。
	課題		<ul style="list-style-type: none"> 【各区】 ・巡視のための必要な人員確保。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などに危険を伴うため、その安全対策。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 一部の河川では、目視による巡視が困難な区間がある。
水防資機材の整備状況	現状	<ul style="list-style-type: none"> 消防団等の水防活動に必要な資機材は整備している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【危機管理室】 ・神奈川県の水防計画に定める水防資器材の整備基準表に準拠して、土のうや縄類を整備。 【各区】 ・土木事務所、消防署、消防団にシート、スコップ、土のう袋等の資機材の整備をし、消防団の倉庫にも資機材の整備を行っている。 ・避難所運営支援セットを各避難所に用意(栄区、泉区) 		<ul style="list-style-type: none"> 市町村による水防活動に支障をきたす緊急事態に対応するため、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 市域が広いため、水防活動中に追加の資機材を求められた際、運搬に相当の時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【危機管理室】 ・水防資器材の老朽化が進んでおり、新たな資器材の購入に費用が必要。 【各区】 ・資機材については、定期的な点検管理が必要 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要。 		<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に合わせた水防資機材の配備が必要である。 ・大規模氾濫に備えた資機材の配備が必要であるが、近年、関係水防管理団体への資材提供実績がないことから、必要な資機材の備蓄量が想定できない。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	<ul style="list-style-type: none"> 自家発電設備を備えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【各区】 ・区庁舎については、土嚢や止水板により庁舎内の浸水被害を防ぐことになっている。(瀬谷区は浸水想定区域に入っていないため除く) ・地下施設保有関係機関と浸水対策訓練を実施し、検証・見直しを行っている。(戸塚区) 	-	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎が浸水想定区域内に立地しているため、ハード・ソフトともに対応策が必要。 1階の部署では、浸水に備えて書類を上層階に運ぶ想定等もやっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【各区】 ・どの段階でどのような対応を行うのかという取り決めがないため、その場の状況に応じた判断が必要。 	-	

③河川管理施設の整備に関する事項

内 容		町田市	横浜市 (戸塚区・泉区・瀬谷区)	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	現状				<ul style="list-style-type: none"> 「都市河川重点整備計画(新セイフティリバー)」に基づき整備を進めており、護岸や堤防等の整備率は以下の通りである。 小出川……約7割 (50mm/h対応) 目久尻川……概ね完成 (50mm/h対応) 永池川……約7割 (50mm/h対応) 鳩川……約5割 (概ね60mm/h対応) 境川……約2割 (概ね60mm/h対応) 柏尾川……完成 (概ね60mm/h対応) 引地川……約8割 (概ね60mm/h対応) 蓼川……約4割 (概ね60mm/h対応) 相模川では、100年～150年に一度の降雨に対応した整備を進めており、護岸や堤防等の整備率は県管理区間全体で概ね7割である。 ・境川、引地川において、洪水調節施設の整備を進めている。 ・小出川において、洪水調節施設の整備のための調査、設計を進めている。
	課題				<ul style="list-style-type: none"> 河川の整備が必要な箇所が多く残っており、完成までに相当な期間を要する。

④その他

内 容		町田市	横浜市 (戸塚区・泉区・瀬谷区)	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
自治体における特徴的な対策、計画等	現状	<ul style="list-style-type: none"> 特徴的な対策はないが、既存の対策を組み合わせ、避難勧告等の発令に遅滞がないよう対策を講じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【危機管理室】 ・洪水ハザードマップ改訂に伴う各種ハザードマップ等の修正 【各区】 ・水害対策マニュアル(栄区、瀬谷区) ・風水害対策マニュアルを策定中(泉区) 		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 防災所管部署以外の職員にも風水害時の全庁的な対応の意識が広まってきたが、今後も意識の向上が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【各区】 ・既存の事業所などに避難施設としての協力を呼びかけるなどの対策が必要。 		

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内 容		厚木市	愛川町	清川村	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
想定される 浸水リスクの 周知	現状					<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図を県のホームページ、河川課や事務所窓口において公開している。 ・相模川等、一部の河川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。 ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページに掲載し周知している。
	課題					<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しにあたり、その趣旨を住民に正しく理解してもらう必要がある。 ・住民の防災意識の向上を図る必要がある。
洪水時における河川水位等の情報提供等	現状					<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(神奈川県・気象庁共同発表)を発表するとともに、国が発表する洪水予報を関係水防管理者へ伝達している。 ・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・相模川において、重大な災害が発生する恐れがある場合に河川管理者から市町村長等へ直接情報提供をする「ホットライン」を構築している。
	課題					<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等を発令する市町村長に対して、確実に水位情報、ダム の放流連絡等を伝達する必要がある。 ・水位計等の保守管理が必要である。
避難勧告等の発令基準	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、または気象情報や土砂災害警戒情報の発表、現地の状況などから災害が発生するおそれがあり、人命の保護その他の災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者に対し、避難実施のための必要な勧告又は指示を行う。 ※指定避難所 48施設(小・中学校36、高校・大学5、公園等7) なお、水害及び土砂災害に対応した避難勧告等の判断の伝達マニュアルに基づき、発令等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨等により土砂災害発生 の危険が高まった場合は、「今後の気象予測」や「土砂災害危険箇所の巡視等からの報告」、「土砂災害警戒情報補足情報」や「水位情報から見る危険度レベル避難情報」による中津川、相模川の河川別の洪水危険度レベルなどを総合的に判断して避難準備情報、避難勧告、避難指示を発表する。 (河川別の洪水危険度レベルを設定し、洪水危険レベルに応じた避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令の基準を設けている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画で規定危険が切迫し、必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して「避難勧告等に関するガイドライン」を周知をしている。 ・県のホームページで避難勧告等の避難情報について掲載し、県民に対して周知をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相模川において、避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成している。 ・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市町等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令を決定してから、実際に発令するまでに時間を要すること。(機械の操作等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・村内に新設された水位観測所のデータにより設定された危険水位等をもとに、明確な基準を設定する。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が急激に上昇する中小河川においても避難勧告等の発令が円滑に行われるよう、県や市町村等の行動をダムの放流等も踏まえ時系列的に整理する必要がある。
避難場所・避難経路	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所を設定し、ハザードマップにおいて周知している。 ・市は、避難勧告・指示が出された場合又は自主避難により必要と認められる場合に、当該指定避難所の施設管理者と協議し、さらに施設の安全性を確認した後、避難所を開設します。ただし、緊急を要する場合には、施設管理者または自主防災隊の判断により開設できるようになっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所を設定し、ハザードマップにおいて周知している。 緊急避難場所 89箇所 広域避難場所 13箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所を設定し、ハザードマップにおいて周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営の参考となる「避難所マニュアル策定指針」を作成している。 ・県内市町村の避難場所・避難所に関するデータを集約して、オープンデータとして提供。(政策局情報企画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページに掲載し周知している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時、風水害時の避難場所、避難所の開設方法やその際の自主防災隊、避難所運営委員会の役割など、周知しきれていない点。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害別の避難所を設けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の選定 	-	-
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線や防災ラジオ、広報車等により避難準備情報等の周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線放送による広報。 ・車両による広報。 ・防災行政無線情報メール配信。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(同報系) ・戸別受信機 ・登録制メール配信 ・コミュニティFM放送 ・Lアラート 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風接近が予想される時は、気象台と連携して市町村向けに説明会を開催。 ・気象警報等の発表時には、定期的に記者発表を行い、県内の被害状況等について県民の方々に周知を図っている。 ・市町村の防災行政無線の戸別受信機や防災ラジオの整備などへの財政支援の実施。 ・県のホームページで避難勧告等の避難情報について掲載し、県民に対して周知をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・親水拠点には警報装置を設置し、早期の避難を呼びかけている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・台風時は雨風等が強いので、防災行政無線が聞こえにくいという課題がある。この点に関しては、防災ラジオやメールマガジン等で補完を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風時には、屋外の子局からの放送が聞こえにくいという課題から防災行政無線情報メールや防災行政無線放送を確認できる自動応答サービス(フリーダイヤル)を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災FMラジオの導入 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人や要配慮者に情報が的確に伝わるよう、提供方法を検討する必要がある。
避難誘導体制	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ指定された避難場所及び土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供につとめている。 市民は、あらかじめ指定されている避難所及び避難経路を日ごろから把握するとともに、安全に十分留意しながら自主的に避難するよう周知を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の消防団や役所の車両等により避難誘導行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団、交通安全指導員による誘導 		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所や指定避難所を知らない市民も少なくないので、防災講話等を通じて、周知を進めて行く。また避難情報についても、名称が変わったため、引き続き周知を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所を知らない町民や転入してきた町民に対して、愛川町広域避難所 防災マニュアルを配布して周知を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織との連携、安否確認 		

②水防に関する事項		厚木市	愛川町	清川村	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
河川水位等に係る情報提供	現状	・県から発表された、「水防警報」を関係機関に伝達している。	・県から発表された、「水防警報」を関係機関に伝達している。 ・河川のパトロール実施時に河川敷等でキャンプ等をしている者に注意を促し、河川内からの退去を促す。	・県から発表された、「水防警報」を関係機関に伝達している。		・河川水位の状況に応じて、水防活動に資する「水防警報」を発表している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・相模川において、重大な災害が発生する恐れがある場合に河川管理者から市町村長等へ直接情報提供をする「ホットライン」を構築している。
	課題					・河川水位等の情報について、的確かつ迅速な伝達を行う必要がある。 ・水位計等の保守管理が必要である。
河川の巡視区間	現状	・ネック箇所を中心に担当部署でピンポイントパトロールを行っている。	・愛川町風水害マニュアルにおいて、パトロール箇所と担当課を定めている。 (中津川、相模川の愛川町内)	・該当なし		・堤防が決壊すると被害が甚大となる相模川の、洪水に対しリスクが高い区間(重要水防区域等)において、市町村、消防団、住民と堤防の共同点検を実施している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・平常時であっても、定期的な巡視を行っている。
	課題	・パトロールの人員確保及び災害現場の状況を本部へ伝える手段が課題となっている。	・現状維持	・該当なし		・一部の河川では、目視による巡視が困難な区間がある。
水防資機材の整備状況	現状	・水防倉庫に必要な資機材を保管している。	・水防倉庫等に必要な資機材を保管している。	・消防団への資機材と兼用		・市町村による水防活動に支障をきたす緊急事態に対応するため、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	課題	-	-	・特になし		・地域の特性に合わせた水防資機材の配備が必要である。 ・大規模氾濫に備えた資機材の配備が必要であるが、近年、関係水防管理団体への資材提供実績がないことから、必要な資機材の備蓄量が想定できない。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	・災害対応(浸水対応)は出来ている。	・洪水浸水想定区域外である。	・村役場庁舎:災害対策本部の設置	-	
	課題	・庁舎が浸水想定区域内にある点が課題となっている。	・特になし	・現在のところなし	-	

③河川管理施設の整備に関する事項		厚木市	愛川町	清川村	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	現状					・相模川では、100年～150年に一度の降雨に対応した整備を進めており、護岸や堤防等の整備率は県管理区間全体で概ね7割である。
	課題					・河川の整備が必要な箇所が多く残っており、完成までに相当な期間を要する。

⑤その他		厚木市	愛川町	清川村	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
自治体における特徴的な対策、計画等	現状	-	-	・該当なし		
	課題	-	-	・該当なし		

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内容		平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
想定される浸水リスクの周知	現状							<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図を県のホームページ、河川課や事務所窓口において公開している。 ・相模川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。 ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページで掲載し周知している。
	課題							<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しに当たり、その趣旨を住民に正しく理解してもらう必要がある。 ・住民の防災意識の向上を図る必要がある。 ・堤防が決壊した際の浸水リスクについて周知する必要がある。
洪水時における河川水位等の情報提供等	現状							<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(神奈川県・気象庁共同発表)を発表するとともに、国が発する洪水予報を関係水防管理者へ伝達している。 ・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・相模川において、重大な災害が発生する恐れがある場合に河川管理者から市町村長等へ直接情報提供をする「ホットライン」を構築している。
	課題							<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等を発令する市町村長に対して、確実に水位情報等を伝達する必要がある。 ・水位計等の保守管理が必要である。
避難勧告等の発令基準	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、それに基づき、避難勧告等を発令している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市風水害対応マニュアルに定めている。「市内に流れる2級河川の水位等により、次のとおり避難情報を伝達・発令する。なお、複数の基準がある避難情報については、いずれかの基準を満たした時に伝達・発令する。」 ・「氾濫危険水位」に達するおそれのある場合 ・いずれの避難情報も降雨が継続するなど、今後の水位情報の見込みに関する情報を考慮して伝達・発令する。 ・市内2級河川の判断水位 	<ul style="list-style-type: none"> 【避難準備情報発表(副市長判断)】 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、対応している。 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ほか ・市内の水位情報周知河川で「はん濫注意水位」に達し、「避難判断水位」に達すると見込まれる場合(歌川:10分間5mm以上の降雨)ほか 【避難勧告発令(市長発表)】 ・連続雨量が250ミリを超え、更に降雨(時間雨量40ミリ前後)が継続する見込まれる場合 ほか ・市内の水位情報周知河川で「避難判断水位」に達し、「氾濫危険水位」に達すると見込まれる場合(歌川:10分間10mm前後の降雨) ほか 【避難指示発令(市長発表)】 ・土砂災害の発生が確認された場合 ほか ・「氾濫危険水位」に達し、破堤・溢水・越水の恐れがある場合 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 発令内容、判断基準の目安 【避難準備情報】 ・基準水位観測所における水位が避難判断水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・大雨、洪水警報が発表されたとき。 【避難勧告】 ・水位が氾濫危険水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・破堤につながるような漏水等を確認したとき。 【避難指示】 ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ・堤防の決壊・越水を確認したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 発令内容、判断基準の目安 【避難準備情報】 ・基準水位観測所における水位が避難判断水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 【避難勧告】 ・水位が氾濫危険水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき 【避難指示】 ・河川管理施設の異常が確認されたときなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して「避難勧告等に関するガイドライン」を周知している。 ・県のホームページで避難勧告等の避難情報について掲載し、県民に対して周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相模川において、避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成している。 ・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市町等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・水位の上昇速度が速く、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する前に、氾濫危険水位に到達し、避難勧告を発令することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に河川の基準水位の見直しが行われ、改正判断水位が下がったことにより、判断が難しく感じられた。 ※ H29.6.21大雨警報時 	<ul style="list-style-type: none"> ・新基準だと、氾濫注意水位と避難判断水位が同位であるため、避難勧告等の判断に苦慮している。 ・神奈川県雨量水位情報のデータと実際に現場で確認した水位に誤差が生じているため、避難勧告等の判断に苦慮している。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・基準水位観測所と河川氾濫の危険が高い地点が異なるため観測水位と危険地点との差異がないか常に確認する必要がある。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が急激に上昇する中小河川においても避難勧告等の発令が円滑に行われるよう、県や市町村等の行動を時系列的に整理する必要がある。
避難場所・避難経路	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ等を通じて避難場所などを周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所については、防災マップ、ハンドブックに記載するなど周知している。最寄りの公民館が指定場所となる。 ・避難経路については定めていないが、日頃から避難経路の確認等の啓発を行っている。みんなで作る防災マップで定めている自治会がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難所14か所、臨時避難所、16か所を指定している。 ・伊勢原市風水害ハザードマップを参考に、地域ごとに避難経路を確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所についてはハザードマップに記載。 ・避難経路についてはハザードマップを参考に設定して頂くようハザードマップや広報等により、周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所については、防災マップ等の配布により周知している。 ・災害発生時の状況により、異なると考えるため避難経路等については、特に指定はしていませんが、日頃からの避難経路の確認について啓発を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営の参考となる「避難所マニュアル策定指針」を作成している。 ・県内市町村の避難場所・避難所に関するデータを集約して、オープンデータとして提供。(政策局情報企画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページで掲載し周知している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・金目川水系の洪水浸水想定区域図の見直しがおらず、洪水ハザードマップの更新がまだできていない。 ・地域によっては、河川を超えて避難所に避難しなければならない地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域によっては、河川を超えて避難所に避難しなければならない地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の広域避難所では、風水害の危険があるため、風水害時に開設できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水の浸水予測の見直しにより、避難所施設検討が必要である。 	-	-	
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアメールや防災行政無線、登録制のメール配信等のツールを用いて、情報配信を行っている。 ・講演会や訓練などを通じてメール配信の登録等を紹介している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市風水害対応マニュアルに定めており、内容は、次のとおり。 ・緊急情報メール(ツイッター連動) ・アラート入力 ・緊急速報メール(緊急情報メールと連動) ・防災行政無線 ・車両による現地広報 ・対象地域自治会長へ電話連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、Lアラート、くらし安心メール、福祉ファクシミリ、テレホンサービス、水防団の巡回など複数の手段で、情報伝達を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線放送 ・メール配信 ・防災行政無線ダイヤル(防災行政無線の内容のフリーダイヤル) ・ツイッター ・ホームページ ・広報車(消防車含む) ・Lアラート ・エリアメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線による情報伝達を基本としつつメールやツイッターなどの活用により難聴地域対策を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風接近が予想される時は、気象台と連携して市町村向けに説明会を開催。 ・気象警報等の発表時には、定期的に記者発表を行い、県内の被害状況等について県民の方々に周知を図っている。 ・市町村の防災行政無線の戸別受信機や防災ラジオの整備などへの財政支援の実施。 ・県のホームページで避難勧告等の避難情報について掲載し、県民に対して周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・観水拠点には警報装置を設置し、早期の避難を呼びかけている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯等のツールを持っていない高齢者などは、情報収集が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達は、時間や雨量の状況により、伝達が行き届かない場合がある。 ・メール等を使用しても所有していない方がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の水位では、避難判断水位に達していないが、NHKのデータ放送に水位情報が反映されてしまい、データ放送を視聴している住民に不安を与えてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨等により音声伝達できない可能性がある。 ・メール配信利用者件数が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・難聴地域対策として、更なる防災行政無線の機能強化を図る必要がある。今年度中に音声合成機能等の機能強化を図る予定である。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人や要配慮者に情報が的確に伝わるよう、提供方法を検討する必要がある。
避難誘導体制	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員や自主防災組織、警察官、消防団等が連携し、避難誘導に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官・自主防災会等の協力を得て行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、対応している。 ・必要に応じて、防災行政無線、Lアラート、くらし安心メール、福祉ファクシミリ、テレホンサービスで情報提供し、水防団が避難誘導にあっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員、警察、消防団、自主防災組織が避難誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の自主防災組織を中心に安否確認、避難訓練等を通じて、住民の避難体制整備を行っている。 		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定が広範囲にわたるため、適切な避難誘導の明示が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・場所により誘導方法及びルート等の具体的な部分について検討が必要である。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な避難誘導方法について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者等のきめ細かい避難体制の整備については、検討課題となっている。 		

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②水防に関する事項		平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
河川水位等に係る情報提供	現状							<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位の状況に応じて、水防活動に資する「水防警報」を発表している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・相模川において、重大な災害が発生する恐れがある場合に河川管理者から市町村長等へ直接情報提供をする「ホットライン」を構築している。
	課題							<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位等の情報について、的確かつ迅速な伝達を行う必要がある。 ・水位計等の保守管理が必要である。
河川の巡視区間	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・平塚市水防団条例第3条に基づき管轄区域を定めている。 ・水防団待機水位、氾濫注意水位に達した際には、水防団に待機及び河川巡視していただくよう連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内河川の巡視警戒。 ・消防本部・消防団に巡視警戒をお願いしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に、水防団に重要水防箇所を振り分け、巡視活動にあたっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部、消防団で対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位情報などを参考に対応している ・消防や水防団(消防団)が重要水防箇所を把握し巡視を行っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊すると被害が甚大となる相模川の、洪水に対しリスクが高い区間(重要水防区域等)において、市町村、消防団、住民と堤防の共同点検を実施している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・平常時にあっても、定期的な巡視を行っている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団に河川巡視を依頼するが、中州等の草木が生い茂っており、量水標を確認し辛い場所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視実施者の安全管理が課題である。 	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の河川では、目視による巡視が困難な区間がある。
水防資機材の整備状況	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット、安全ベスト、雨合羽、長靴、懐中電灯等の河川巡視に必要な資機材を配備し、各水防団員に配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、配備している。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・水防倉庫に水防資機材を備蓄している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設協会などの関係機関の協力などにより対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による水防活動に支障をきたす緊急事態に対応するため、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	課題	-	-	-	-	-	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に合わせた水防資機材の整備が必要である。 ・大規模氾濫に備えた資機材の整備が必要であるが、近年、関係水防管理団体への資材提供実績がないことから、必要な資機材の備蓄量が想定できない。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎の予備発電等の電気系統は上階に設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所庁舎は、浸水想定区域外となっていることから、被害想定はない。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所庁舎は、浸水想定区域外となっていることから、被害想定はない。 ・町役場についても、高台にあるため水害等について比較的問題はない。 	-	
	課題	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域の見直し結果を踏まえて、対応を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域の見直し結果を踏まえて、対応を検討する必要がある。 	-

③河川管理施設の整備に関する事項

③河川管理施設の整備に関する事項		平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	現状							<ul style="list-style-type: none"> ・「都市河川重点整備計画(新セイフティリバー)」に基づき整備を進めており、護岸や堤防等の整備率は以下の通りである。 金目川……約5割 (50mm/h対応) 鈴川……約6割 (50mm/h対応) 葛川……約5割 (50mm/h対応) 不動川……概ね完成 (50mm/h対応) ・相模川では、100年～150年に一度の降雨に対応した整備を進めており、護岸や堤防等の整備率は県管理区間全体で概ね7割である。
	課題							<ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備が必要な箇所が多く残っており、完成までに相当な期間を要する。

④その他

④その他		平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
自治体における特徴的な対策、計画等	現状	-	-	-	-	-		
	課題	-	-	-	-	-		
その他、意見・要望等		-	-	-	-	-		

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内 容		小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町
想定される浸水リスクの周知	現状						
	課題						
洪水時における河川水位等の情報提供等	現状						
	課題						
避難勧告等の発令基準	現状	<p>【避難準備・高齢者等避難開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が避難判断水位に達した場合（氾濫警戒情報が発表された場合）。 （堤防河川について）漏水等が発見された場合。 <p>【避難勧告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合（氾濫危険情報が発表された場合）。 （堤防河川について）異常な漏水等が発見された場合。 <p>【避難指示（緊急）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合。 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合。 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報が発表された場合）。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基準を定めている。 <p>【避難準備・高齢者等避難開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。 現在の水位及び長期的な雨量情報を考慮し、夜間に氾濫危険水位を超過すると見込まれる場合。 氾濫警戒情報が発表された場合（酒匂川）。 <p>【避難勧告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合。 <p>【避難指示（緊急）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。 異常な漏水の進行や亀裂、すべり等により決壊の恐れが高まった場合。 決壊や越水、溢水の発生または氾濫発生情報が発生された場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等のマニュアルを判断基準とし、避難勧告等を発令する。 <p>【避難準備・高齢者等避難開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、かつ、気象情報、降水短時間予測で、さらに時間雨量が30mm以上の降雨が予想される場合。 <p>【避難勧告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位に到達し、かつ、気象情報、降水短時間予測で、さらに時間雨量が30mm以上の降雨が予想される場合。また、漏水等が発見された場合。 <p>【避難指示（緊急）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇や亀裂、すべり等により決壊の恐れが高まった場合。また、決壊や越水、溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合。 	<p>【避難準備・高齢者等避難開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒する河川の水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ氾濫注意情報において引き続きの水位上昇が見込まれる場合等。 →人的被害の発生可能性がある場合 <p>【避難勧告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒する河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫警戒情報の水位予測により、水位が堤防高を超えることが予想される場合等。 →人的被害の発生が予想される場合 <p>【避難指示（緊急）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒する河川の水位観測所の水位が天端高に到達した場合等。 →人的被害が発生し、又は危険が高まった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 当該河川の水位状況、大雨・洪水警報の発令状況のほか、巡視により確認される現場の異常なども含め総合的に検討する。 	<p>○避難の勧告・指示（緊急）を実施する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象台から大雨、暴風、洪水、暴風雪、大雪等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。 関係官公署から豪雨、台風、山崩れ、土砂崩れ、浸水等の災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 総雨量が多く、かつ強い雨が続き、または、時間雨量が特に多いとき。 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 地すべり、山崩れ等により、著しい危険が切迫しているとき。 土砂災害警戒情報が発表され、連続雨量が300mmを超えたとき、または、時間雨量が50mmを超えたとき。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 雨水出水（内水氾濫）による水害については、降雨量や現地の状況等により発令することになるため、判断が難しい。 降雨の状況や三保ダムからの放流など、様々な要因も考慮して発令を判断する必要がある。 立ち退き避難の対象地区の設定をどうするか、また対象地区の世帯数・人数についての算出方法が不明瞭である。 	<ul style="list-style-type: none"> 当市では、避難情報は空振りを恐れずに発表する考えだが、適切なタイミング及び区域に発表できるよう判断することが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位等の基準を定めているが、状況により河川水位等が変化するため、今後の降雨の見直し等を十分考慮した上で避難勧告等の発令判断を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害は生ものである、都度違う気象状況下、基準を目安にいかに対応が執れるかという難しさはどんな基準を作成しても付いて回る。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難が必要な時間帯が夜間になる場合は、発令のタイミングを早めることが必要だが、その判断が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告及び指示の基準の境目が曖昧で、なおかつ基準そのものが曖昧であるものもあり、実施の判断が難しいと思われる。
避難場所・避難経路	現状	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所については、防災マップ・ハザードマップ等に記載をしている。 避難経路については、ハザードマップ等を参考に設定してもらうように記載をしている。 ハザードマップ等については、市HPで公開するとともに配布するなどして周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の指定避難所についてはホームページ、広報誌、回覧物、パンフレット等に記載し、周知を行っている。 避難経路については住民や自主防災組織に向けて、防災ハザードマップ等、地域の危険箇所を記載したマップを活用し、避難経路の選定をしていただくよう呼びかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 町が作成しているハザードマップには避難場所について表示している。また、どの避難所も洪水浸水想定区域内にないため、全ての避難所を指定している。 避難経路については町が定めていないため周知を行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ・防災減災マップの全戸配布及び町HPなどを通じて周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の記されたハザードマップの配布・HP掲載による周知をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所については防災マップ等により周知をしている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 酒匂川の洪水浸水想定区域が想定最大規模に見直されたことから洪水ハザードマップの改訂が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 酒匂川や水位周知河川の洪水浸水想定区域の変更に伴う住民への周知。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難にあたっての危険箇所を地域ごとに把握しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しに伴い、ハザードマップの更新や避難場所の再検証が必要。 ※H30.3で地域防災計画改定及びハザードマップの更新全戸配布の予定あり 	<ul style="list-style-type: none"> 現状明確化されていない避難経路の選定。 水害時に利用できない避難所に代わる避難場所の明確化。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路については示されていない。 また、酒匂川の浸水想定区域の見直しに伴う新しい水害ハザードマップの作成が予算等の問題によりできていない。
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報等の情報伝達については、以下の手段等を用いて行っている。 防災行政無線 テレホンサービス テレビ放送（テレビ神奈川データ放送、J:COM小田原データ放送） ラジオ放送（FMおだわら） J:COM小田原による防災情報サービス 市ホームページ 防災メール 緊急速報メール 電話、FAX（災害情報電話配信） ツイッター等のSNS 広報車による広報 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線（放送内容を登録制情報配信メール、ツイッター及びテレビ神奈川データ放送にて配信）、広報車にて情報伝達を行っている。 情報の発信については広報担当部署が行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線（屋外・戸別受信機）、登録制メール、SNS（フェイスブック、ツイッター）、ホームページ、広報車等を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線放送（テレホンサービスあり） 登録制メール配信サービス「あんしんメール」 緊急通報メール（携帯各社） ホームページ 広報車 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線（内容確認のフリーダイヤル含む） メール配信（あんしんメール） 町HPやSNS（町ツイッター等）による配信 tkkデリブシステム 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線 広報車 インターネットホームページ あんしんメール TVKデータ放送 アラート等
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 暴風雨時における防災行政無線の屋外放送が聞き取りにくい場合がある。 高齢者等は、インターネットやメール配信といったデバイスでの確認が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の難聴地域の解消。 インターネットを使用できない環境にある住民への情報伝達手段について。 戸別受信機の廉価化等による普及の促進。 	<ul style="list-style-type: none"> 戸別受信機については希望制による全戸配布を行っているが、防災行政無線設備の更新による戸別受信機の整備法についてが課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線等での情報発信だけでなく、どれだけの方が実際の避難行動に移っていたか、またその把握についてが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 悪天候時に防災行政無線の音声が家屋内の住人に届かない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子機器の扱いに不慣れな高齢者にとって、情報を得る手段が限定的になってしまうのではないかと危惧される。
避難誘導体制	現状	<ul style="list-style-type: none"> 市職員、自主防災組織及び教職員等が避難誘導の主体となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者、市職員、自主防災組織、消防団、消防本部、警察等が連携して対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織、警察、消防団等と連携し避難誘導に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は消防団（機動班）が中心となり、警察・自主防災組織等の協力を得て行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織及び消防団による避難誘導。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織、町職員、小田原市消防本部職員、消防団及び現場の警察官が連携して行う。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定は広範囲にわたるため、適切な避難誘導の明示が難しい。 		<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導を行う団体についても、地域における危険箇所の情報を共有する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路等、具体的な避難方法の事前確認。 豪雨時の避難など安全性の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織で事前に避難経路を確認してもらう必要がある。 要支援者に対する支援が必要だが、明確になっていないため、実際の避難において十分に支援できるかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な避難誘導方法について検討する必要がある。 適切な避難誘導を行うため、各機関との連携訓練を平時から行う必要があると考える。また、あらかじめ避難経路の確認が必要である。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

内 容		開成町	箱根町	湯河原町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
想定される浸水リスクの周知	現状					<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図を県のホームページ、河川課や事務所窓口において公開している。 ・酒匂川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。 ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページに掲載し周知している。
	課題					<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しにあたり、その趣旨を住民に正しく理解してもらう必要がある。 ・過去の洪水を踏まえた、住民の防災意識の向上が必要である。
洪水時における河川水位等の情報提供等	現状					<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(神奈川県・気象庁共同発表)を発表するとともに、国が発表する洪水予報を関係水防管理者へ伝達している。 ・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・酒匂川において、重大な災害が発生する恐れがある場合に河川管理者から市町村長等へ直接情報提供をする「ホットライン」を構築している。
	課題					<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等を発令する市町村長に対して、確実に水位情報等を伝達する必要がある。 ・水位計等の保守管理が必要である。
避難勧告等の発令基準	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令については、水位情報等の基準を参考に、気象庁が発表する今後の気象予報および危険箇所の巡視等の報告から総合的に判断するとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【避難準備・高齢者等避難開始】 ・避難判断水位に到達した場合。 【避難勧告】 ・氾濫危険水位に到達した場合。 【避難指示(緊急)】 ・氾濫危険水位に到達後、洪水の危険性が非常に高い場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位情報及び気象警報等を参考に、避難勧告等の発令を行っている。 ・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等が発令された場合に、その情報をホームページに掲載し周知を図っている。 ・気象状況に応じて、関係する市町村に対して避難情報の発令を助言している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒匂川において、避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成している。 ・河川水位の状況に応じて、住民避難等に資する「氾濫危険情報」等の情報を市町等に伝達している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで防災訓練等においては緊急速報メールなどを使用して避難勧告等の情報伝達訓練は実施してきたが、実際に避難勧告等の発令は未実施であるため、避難に関するノウハウが不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位を基に判断をするが、早川水系は川幅が狭く、芦ノ湖の放流が行われることから、水位が短時間で大きく上下するため、適切なタイミングでの避難情報の発令が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に判断ができる体制づくりを確立したい。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が急激に上昇する中小河川においても避難勧告等の発令が円滑に行われるよう、県や市町村等の行動を時系列的に整理する必要がある。
避難場所・避難経路	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、避難場所については、地震、水害等災害の区別なく設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所についてはハザードマップに掲載している。 ・避難経路については、ハザードマップを参考に設定するようマップの情報ページ等に掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づき、水災害の指定緊急避難場所及び避難所を指定しており、ハザードマップで周知している 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、市町村に助言を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを、県のホームページに掲載し周知している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今のところ水害に特化した避難場所、避難経路の指定はしていない。 ・神奈川県浸水想定区域図を踏まえ、ハザードマップを作成を予定しており、そのタイミングで水害を想定した避難場所、避難経路の設定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域の見直しに併せ、避難所等の検討を行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な避難経路を定めていないため、住民が確実に避難できるかが課題である。 	-	-
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・町防災行政無線(同報系)を基本とした、防災情報の提供を実施。 ・防災行政無線を補完する手段として、戸別受信機、防災ラジオの普及、防災行政無線の音声テレホンサービスで確認できる音声応答装置の配備、TVのデータ放送を活用した文字情報の提供、携帯電話を使用したメール配信などを実施。 ・防災行政無線(移動系)により、各自治会、消防団等との情報伝達を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・メールマガジン(登録制) ・tvkデータ放送 ・ホームページ ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・アラート 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を防災行政無線、広報車、コミュニティFM、災害情報テレホンサービス、ホームページ、TVK データ放送、登録制配信メールにより伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの要請に応じて、アラートへの代行入力を行っている。 ・避難勧告等が発令された場合に、その情報をホームページに掲載し周知を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・親水拠点には警報装置を設置し、早期の避難を呼びかけている。 ・酒匂川では、ダム放流警報設備を利用した河川利用者への注意喚起放送を行っている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町防災行政無線のデジタル化を予定しており、新たな防災情報伝達体制の構築が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪天候時には防災行政無線の放送が聞き取りにくい。 ・ホームページを確認する手段を持っていない人もいる。 ・メールマガジンは自ら登録する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告などの情報伝達のみでは、住民に切迫感を持って伝わらず、必ずしも避難行動に結びつかないことが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アラート入力端末に限りがあるため、複数の自治体から代行入力の要請が来た場合、対応に時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人や要配慮者に情報が的確に伝わるよう、提供方法を検討する必要がある。
避難誘導体制	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・町が避難勧告等を発令した場合、自治会、消防団等と連携して広域避難所への避難誘導を実施する。 ・防災訓練等において、自治会が主体となった地域避難所、広域避難所への避難誘導訓練を実施している。 ・平成24年に酒匂川の水害を想定した浸水災害避難訓練を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員、自主防災組織、警察、消防団等と連携し、対応に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、自治体、警察、水防団(消防団)等が連携し、実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、指導、助言を行う。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町が避難勧告等を発令した場合、自治会、消防団等と連携して広域避難所への避難誘導を実施することになっているが、防災訓練等においては、地震災害を想定した避難訓練を実施しているため、水害を想定した避難誘導訓練についてはここ数年実施していない。また、開成町は実際の災害で避難勧告等を発令した実績はなく、訓練等の実施により避難誘導体制の再整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な避難誘導方法について検討・調整する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導のための準備・訓練や連絡体制の拡充が必要となる。 	-	

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②水防に関する事項

内 容		小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町
河川水位等に係る情報提供	現状						
	課題						
河川の巡視区間	現状	・重要水防箇所について、水防管理者、消防機関の長は、随時、区域内の河川、排水路及び海岸等を巡回・監視することになっている。	・市内全区域において河川管理者、消防団、消防本部等が対応している。	・警察、消防団等と連携し対応している。	・消防団を中心に防災担当部局、建設部局で対応。	・消防本部、消防団、町職員で対応する。	・消防本部、消防団、町職員で対応する。
	課題	・巡視を行う人員の安全確保。	-	-	・出水時巡視の安全確保。	-	・人員と安全の確保や、状況により水位や危険箇所が変化するため、巡視箇所の設定が難しい。
水防資機材の整備状況	現状	・洪水等の緊急事態に対処できるよう市内に複数の水防倉庫を設置し、水防資材(土のう、丸太等)を備蓄している。	・市内防災倉庫及び指定避難所の倉庫に土のう袋やブルーシート等の備蓄を行っている。	・町庁舎敷地内の防災倉庫に土のう袋、ブルーシート等の資機材を備蓄している。	・酒匂川土手の水防倉庫に水防資材を備蓄。別途、総合体育館屋外(屋根付き)に作成済の土のうを常時150~200袋ほどストックしている。	・土嚢、スコップ等の水防資機材を水防倉庫及び資機材置き場に備蓄。	・水防倉庫に水防資器材を備蓄している。
	課題	・水防倉庫の中には、老朽化が進んでいるものが複数みられる。 ・水防資機材について、更なる充実及び内容の検討が必要。	・資機材の拡充について。	-	・資機材の拡充と内容の精査。	・有事の際、水防団が自力で運搬することが困難な状態にある。 ・資機材の保管場所付近に作業スペースが確保できていない。	・水防資器材の確認ができていない。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	・市役所庁舎は、洪水浸水想定区域外となっているが、仮に被災して使用不可になった場合は、県西地域県総合センターに災害対策本部を設置することとしている。	・被害想定はなし。	・災害対応に係る機能・設備については浸水の想定はない。	・被害想定はない。	・庁舎については現時点における洪水浸水想定区域に入っていないので、浸水による被災を想定していない。	・被害想定はなし。
	課題	・停電が発生した場合、非常用発電を使用しても復旧可能となるのは一部である。	-	-	-	・今後判断基準が更新された際に庁舎が浸水想定区域に入る可能性を視野に入れ、水害時対応を検討しなければならない。	-

③河川管理施設の整備に関する事項

内 容		小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	現状						
	課題						

④その他

内 容		小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町
自治体における特徴的な対策、計画等	現状	・水防管理団体として、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めた水防計画を策定している。	-	-	-	-	-
	課題	-	-	-	-	-	-
その他、意見・要望等		-	-	-	-	-	-

②水防に関する事項		開成町	箱根町	湯河原町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
河川水位等に係る情報提供	現状					<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位の状況に応じて、水防活動に資する「水防警報」を発表している。 ・県のホームページで、雨量及び水位、河川監視カメラの画像の情報を提供している。 ・酒匂川において、重大な災害が発生する恐れがある場合に河川管理者から市町村長等へ直接情報提供をする「ホットライン」を構築している。
	課題					<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位等の情報について、的確かつ迅速な伝達を行う必要がある。 ・水位計等の保守管理が必要である。
河川の巡視区間	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・水害の際には町内を4つのブロックに分けて町内中小河川等の危険箇所を巡回を実施している。 ・酒匂川についてもこの際に確認をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署・消防団等が必要に応じ実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出水時には、消防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊すると被害が甚大となる酒匂川の、洪水に対しリスクが高い区間(重要水防区域等)において、市町村、消防団、住民と堤防の共同点検を実施している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・平常時にあっても、定期的な巡視を行っている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・水害の危険箇所については過去の浸水等の状況を踏まえ巡回しているが、担当職員が変わっても機能するシステムの構築が必要。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水中の消防団等の巡視担当者の安全を確保することが課題である。 ・消防団等による洪水の状況に応じた河川巡視の工夫が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・一部の河川では、目視による巡視が困難な区間がある。
水防資機材の整備状況	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・町内2か所の水防倉庫に水防用資器材の配備を実施している。 ・土のう用の砂については、町内4か所に備蓄している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう袋、砂、ブルーシート、スコップ等を備蓄している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう袋やロープ、ブルーシート等の水防資機材を庁舎、水防倉庫等に備蓄している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による水防活動に支障をきたす緊急事態に対応するため、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう用の砂について、休日、夜間等の台風等の対応時の確保が課題。 ・土のう袋に日光があたると劣化が進んでしまい、備蓄用で作成しても保存状態が悪いと使用時に劣化してしまい使用できないケースがある。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に合わせた水防資機材の配備が必要である。 ・大規模氾濫に備えた資機材の配備が必要であるが、近年、関係水防管理団体への資材提供実績がないことから、必要な資機材の備蓄量が想定できない。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・酒匂川氾濫に伴う洪水浸水被害想定区域図において、開成町役場庁舎は浸水区域には入っていない。(特段の対応はなし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場については洪水浸水想定区域に入っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水区域ではなく、浸水の可能性も少ないため特に対応はしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報管理システム等により状況把握し、必要な支援を行う。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線室等防災関係機器が役場庁舎1階にあるため、想定を超えた大洪水の場合には不安がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域については、今後新たに見直される予定のため、その結果も考慮し対策を検討していく 	-	-	

③河川管理施設の整備に関する事項		開成町	箱根町	湯河原町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	現状					<ul style="list-style-type: none"> ・「都市河川重点整備計画(新セイフティリバー)」に基づき整備を進めており、護岸や堤防等の整備率は以下の通りである。 森戸川……約3割 (概ね65mm/h対応) 山王川……約5割 (概ね43mm/h対応) ・酒匂川では、100年に一度の降雨に対応した整備を進めており、護岸や堤防等の整備率は概ね9割である。
	課題					<ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備が必要な箇所が多く残っており、完成までに相当な期間を要する。

④その他		開成町	箱根町	湯河原町	神奈川県(安全防災局)	神奈川県(県土整備局)
自治体における特徴的な対策、計画等	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・町内自治会の防災訓練において、土のう作成訓練を実施しており、土のうの作成の方法の習熟と水害時に使用する土のうの作成を実施している。 	-	-		
	課題	-	-	-		
その他、意見・要望等		-	-	-	-	-